

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

公 告

ページ

○職員の特限処分

教育委員会

(人事課)

一

○職員の特限処分(四件)

公 告

○職員の特限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第三条第三項の規定により、職員の特限処分について、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 被処分者

宮城県職員 新宮城丸 技師

伊藤 茂

二 処分の内容

職員の特限に関する条例第二条第三号の規定により、休職を命ずる。

休職期間は、平成二十三年三月十二日から平成二十四年三月十一日までとする。

休職期間中職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)第二十三条第五号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

三 処分の事由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により所在不明となったため。

四 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この処分に不服があるときは、この処分についての審査請求の判決を経た後に、審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の判決を経ることなく、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三箇月を経過しても判決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他審査請求の判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第七号

職員の特限に関する条例(昭和二十六年宮城県条例第五十一号)第三条第三項の規定により、職員の特限処分について、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

宮城県南三陸教育事務所 主事

村上 宏規

二 処分の内容

職員の特限に関する条例第二条第三号の規定により、休職を命ずる。

休職期間は、平成二十三年三月十二日から平成二十四年三月十一日までとする。

休職期間中職員の給与に関する条例(昭和三十一年宮城県条例第二十九号)第二十三条第五号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

三 処分の事由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により所在不明となったため。

四 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内

内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この処分に不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他審査請求の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○宮城県教育委員会告示第八号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）においてその例によることとされる職員（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第三項第三項の規定により、職員の分限処分について、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

石巻市立大川小学校 教諭

佐々木 隆芳

二 処分の内容

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第二十三条の規定により、休職を命ずる。

休職期間は、平成二十三年三月十二日から平成二十四年三月十一日までとする。

休職期間中職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）（第二十三条第五号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

三 処分の事由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により所在不明となったため。

四 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内

内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この処分に不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他審査請求の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○宮城県教育委員会告示第九号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）においてその例によることとされる職員（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第三項第三項の規定により、職員の分限処分について、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

気仙沼市立松岩小学校 教諭

畠山 登美子

二 処分の内容

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例においてその例によることとされる職員の分限に関する条例第二十三条の規定により、休職を命ずる。

休職期間は、平成二十三年三月十二日から平成二十四年三月十一日までとする。

休職期間中職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）（第二十三条第五号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

三 処分の事由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により所在不明となったため。

四 教示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内

内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この処分に不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他審査請求の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○宮城県教育委員会告示第十号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第三十六号）においてその例によることとされる職員の方限に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第五十一号）第三條第三項の規定により、職員の方限処分について、次のとおり公示する。

平成二十三年四月十二日

宮 城 県 教 育 委 員 会

一 被処分者

気仙沼市立馬籠小学校 教諭

村田 敏

二 処分の内容

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例においてその例によることとされる職員の方限に関する条例第二條第三号の規定により、休職を命ずる。

休職期間は、平成二十三年三月十二日から平成二十四年三月十一日までとする。

休職期間中職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）（第二十三條第五号の規定により、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の七十を支給する。

三 処分の事由

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害により所在不明となったため。

四 教 示

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内

内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。ただし、この処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができない。

2 この処分に不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(一) 審査請求をした日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

(二) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(三) その他審査請求の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。